

第2回 緑区中山町住居表示検討委員会 要旨

日 時	平成28年10月11日(火) 午後3時～午後4時40分
開催場所	中山町自治会館
出席委員	検討委員：相原会長、齋藤(宏)副会長、古内委員、野末委員、田島委員、砂金委員、杉本委員、齋藤(利)委員、本多委員、岩間委員、加藤委員、中藤委員、黒野委員、永岡委員、小川委員、高木委員、石井委員、高橋委員、宮崎委員、佐々木委員 事務局：市民局 熊坂課長 他
欠席委員	なし
開催形態	公開(傍聴人0人)
次 第	1 地域住民への住居表示に係る周知について 2 新町区域案の検討について 3 現地調査の調査箇所について
決定事項	・住居表示検討開始を周知するチラシを、中山町全域及び寺山町の一部(ABCエリア)に全戸配付する

議 事

【事務局】	<p>1 地域住民への住居表示に係る周知について (検討委員会資料1、<u>図面1～4</u>)に沿って説明)</p> <p>第1回検討委員会の続きとなりますが、住居表示に関する周知チラシを地域の方へ配付することについて、検討をお願いします。</p> <p>・周知目的の再確認 事前の情報提供により、地域の皆様が関心を持つ契機としていただくことを目的としています。早めに情報提供を行うことで、意見がより多く集まる可能性が高まり、住居表示実施に向けた議論の活発化が期待されます。地域の皆様からの御意見は、検討委員会に持ち寄っていただければと思います。</p> <p>・周知対象エリア 基本的には中山町での住居表示となりますので、中山町全域に周知を行います。</p> <p>このほか、中山町に隣接しており、中山町に含めて住居表示を実施する可能性がある、寺山町の<u>図面1</u>で黄色く示したエリア(以下「ABCエリア」)でのチラシ配付について、検討をお願いします。</p> <p>ABCエリアで実際に住居表示を実施するかどうかは、地域の皆様の御意見を踏まえながら今後検討していくこととなります。</p> <p>検討の対象となっていることをあらかじめお知らせしておくこと</p>
-------	---

で、最終的に住居表示実施地区に含めるという結論に至った場合に、混乱を防ぐことができるのではないかと思います。

＜ABCエリアを検討する理由＞

中山町の町境の状況ですが、北側は恩田川、西側はまっすぐで明確な道路及び線路をもって町境とされています。また、東側については、平成13年に上山一～三丁目の住居表示を実施した際に、町境を調整済みです。よって、住居表示実施にあたって町境の調整が必要な箇所は、残りの境界A・B・Cであると考えています。そのため、チラシの配付範囲案としても、ABCエリアを取り上げました。

・周知方法

チラシ配付や自治会の掲示板へのポスター掲出が考えられます。

第1回の検討委員会で出た案は次のとおりです。

中山町：チラシの全戸配付と全ての自治会掲示板でのポスター掲示

寺山町：全ての自治会掲示板でのポスター掲示

※寺山町でのチラシ配付については、今回検討する

・周知チラシの内容

第1回検討委員会で配付した案に3箇所の修正を加えました。

(1) タイトル

「中山町で住所変更を検討しています」から「中山町エリアで住所変更を検討中です」に変更しました。「中山町」と断定するのではなく「中山町エリア」とすることで、中山町以外でも住居表示を実施する可能性について含みを持たせました。

(2) 「どこの住所が変わるの？」という項目

「具体的な実施エリアは、地域の皆様の御意見をお伺いしながら検討していきます」という文言を追加しました。必ずしも寺山町を含めて住居表示を実施するとは限らないため、表現を柔らかくしたものです。

(3) 「住居表示のメリットは？」という項目

緊急車両の遅延防止について記載すべきという御意見をいただきましたので、追加しました。

【会長】 まず、チラシの内容について検討しましょう。

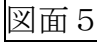
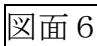
【委員】 チラシに「隣接する町の一部」と書いてありますが、具体的に「寺山町の一部」と書く必要はないのですか。寺山町の他にも隣接する町がありますので、単に「隣接する町」とだけ記載すると混乱を招きませんか。

【会長】 中山町を中心とした検討なので、寺山町と明記するのは避けた方がいいのではないですか。

【委員】	タイトルが「中山町エリアで住所変更を検討しています」となりましたので、寺山町と明記しなくても差し支えないと思います。
【委員】	「住所変更手続が必要？」の項目に関連してお尋ねしますが、マイナンバーカードの住所も自動的に書き換わるのですか。
【事務局】	いいえ、住居表示実施前に発行したマイナンバーカードは、区役所で新しい住所の補記する手続が必要です。
【会長】	分かりました。 チラシについては、事務局案のとおりでよろしいですか。
【一同】	(賛成の意)
【会長】	引き続き、周知方法を検討します。 中山町については、チラシの全戸配付と、自治会掲示板へのポスター掲示を考えています。寺山町についてはいかがですか。
【委員】	寺山町でも、いずれは全員にお知らせした方が良いかもしれません。
【委員】	ポスター掲示だけでなく、回覧板を回した方がよろしいですか。
【事務局】	ABCエリアへのチラシ配付に加えて、ポスター掲示とチラシの回覧を行うということですか。
【委員】	いいえ、寺山町全域にポスター掲示と回覧をすれば、チラシの全戸配付は不要だと思っています。
【事務局】	今のところ、寺山町全域について住居表示を検討する段階ではありませんので、ABCエリア以外も含む寺山町全域で回覧すると混乱を招くことも考えられますが、問題ありませんか。
【委員】	中山町で住居表示を実施した後、いつか寺山町でも住居表示を行うかもしれませんので、地域の方から尋ねられた時は、検討状況について伝えるようにしています。また、検討委員会の資料は、寺山町自治会役員に共有しています。
【委員】	寺山町全域での住居表示を予定していないのであれば、あまり広く周知せず、掲示板で中山町の状況を周知するのみで十分だと思います。

【事務局】	今後、検討委員会で現地を調査する場面がありますが、大人数で歩くと、地域の皆様が不安に思うおそれがあります。事務局としては、誤解を生まないよう、中山町に加えてABCエリアには入念に周知する必要があると考えています。
【委員】	第1回検討委員会で、Cエリアには掲示板が少ないという話を聞きましたが、掲示板のみでは周知が不足しませんか。
【委員】	寺山町自治会の掲示板がなくても、Cエリアのお宅の出入口が中山町側にあるのであれば、中山町自治会の掲示板を見る機会があるのではないですか。
【会長】	寺山町は掲示板へのポスター掲出を行うこととし、チラシ配付については寺山町自治会で検討していただくことにしますか。
【委員】	<p>私は、周知のためにできることは全て実施した方が良いと考えますが。例えば、役所で一生懸命周知していることも、意外に伝わっていないものです。</p> <p>住居表示に関しても同様で、しつこいと思われるくらいに周知した方が良いのではないのでしょうか。</p>
【委員】	<p>今後、ABCエリアを含めた住居表示実施について検討するのであれば、ABCエリアについてはチラシを配付すべきだと思います。</p> <p>周知することによる混乱よりも、周知しないことにより反感を持たれてしまうことの方が心配です。</p>
【会長】	まとめますと、寺山町では掲示板で全域に周知し、さらにABCエリアはチラシを配付した方が、より丁寧だということですね。
【委員】	チラシは事務局が配付するということよろしいですか。
【事務局】	配付作業については事務局で手配します。自治会の皆様には、掲示板へのポスター掲示や、自治会のウェブサイトがあれば、横浜市のウェブサイトにもリンクをしていただくなど、御協力いただければ幸いです。
【会長】	それでは、中山町全域とABCエリアでチラシ配付を行い、寺山町の掲示板にはポスターを掲示するということよろしいですか。
【一同】	(賛成の意)

【会長】	チラシを配付する時期はいつ頃になりますか。
【事務局】	遅くとも 12 月上旬頃には配付可能かと思います。日程が決まり次第、お知らせします。
【委員】	チラシはどのような形で配付されるのですか。
【事務局】	チラシ 1 枚のみがポストに投函される予定です。
【委員】	その他の広告と混ざらないよう、チラシは目立つ色だといいですね。
【委員】	チラシが見落とされないか心配です。
【事務局】	今回は最初のお知らせとしてのチラシ配付を行いますが、今後、検討が進んできましたら、その時に改めて検討状況に関するお知らせを行うことも考えられます。
【事務局】	より丁寧な周知するため、今回のチラシを、中山町で回覧していただくことは可能でしょうか。
【会長】	可能です。回覧します。
【委員】	自治会会員は寺山町を含め 4,000 世帯程度ですので、行政コストを考え、チラシは適切な部数を印刷するよう心がけてください。
【会長】	自治会に入っていない方にも周知が必要ですね。
【事務局】	中山町の住民登録世帯数が約 6,200 世帯です。このほか、法人や寺山町の ABC エリアを含めておよそ 8,000 部必要ではないかと考えていますが、精査してから印刷します。
【事務局】	<p>2 新町区域案の検討について</p> <p>(資料 2、図面 1～6 に沿って説明)</p> <p>今後、新しい町区域と町の名前を検討していくこととなりますが、まずは町区域の検討を開始し、案がある程度まとまりましたら、町の名前について検討していただくことになるかと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山町の概要 <p>住民登録者数：約 13,000 人 住民登録世帯数：約 6,200 世帯 面積：約 1 km²</p>

	<p>・横浜市住居表示整備要綱(町区域案の検討に関連する部分を抜粋) 町の境界：公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路等恒久的な施設 又は著名な地物をもってこれにあてる 町面積　：0.132 km²～0.165 km²</p> <p>・検討事項1　住居表示実施範囲(外周)について 原則として中山町での住居表示を検討しますが、住所が分かりやすい町づくりのため、町境の調整について検討をします。 境界Aと境界Bは、町境と道路が一致していない場所です。なお、境界Bについては、地形上の高低差が見受けられます。 境界Cは、町境と道路が一致していますが、地形上の高低差沿いに町境を変更すると、住所が分かりやすくなる可能性がある場所です。西側に高低差があり、建物の出入口は東の中山町側になっています。</p> <p>・検討事項2　町区域(区割り)について 中山町の面積が約1 km²ですので、町面積の基準に照らし合わせると、新たな町数の目安は6～7です。  「中山町面積の目安」は、比較的大きな道路で仮に細かく区割りし、面積を記入したものです。町境を検討する際の一助となれば幸いです。  「横浜市認定路線図」は、黒い矢印が横浜市の公道を示しています。現在は存在しない旧道も一部含まれます。公道は、今後開発等で無くなる可能性が低いいため、町境の候補となる道路です。 私道や私有地等、所有者の裁量で開発されてしまう箇所に町境を設定した場合、将来的に町境の位置が不適切になってしまう可能性があります。よって、公道に沿って町境を設定することを念頭に置いて、検討を進めていただければと思います。</p> <p>【委員】　町面積の基準は必ず守らなければならないものなのでしょうか。</p> <p>【事務局】　あくまで目安です。面積の基準よりも、町区域の分かりやすさを重視していただきたいと思います。なお、過去には、面積を約0.1 km²にした事例や、逆に約0.2 km²にした事例があります。 ただ、基準からあまりに逸脱してしまうと、住所の分かりやすさに支障が出てくる場合があります。例えば、面積が大きい場合、住所の「●丁目●番●号」の「●番」の数字が増えるため、住所が分かりづらくなります。逆に面積が小さい場合は、街区の数は減りますが、それが全体から見て適切なのか、検討していく必要があります。</p> <p>【会長】　町境が線路をまたぐ事例はありますか。</p> <p>【事務局】　あまり見受けられないように思います。</p>
--	---

【委員】	<p>図面5の「^{オー}」エリア(以下、Oエリア)の面積が、他と比べて大きいですが、どういうことですか。</p>
【事務局】	<p>御指摘の通り、基準の面積よりも少し大きいですが、図面6の認定路線図を参考に、事務局が仮に線引きしたものです。例えば、南北の道路を町境とするなど、より細かく区割りすることも考えられます。</p>
【委員】	<p>何十年もこの辺りに住んでいますが、机上では場所のイメージが難しいものですね。実際に現場を見てみないと判断できないと思います。</p>
【委員】	<p>Oエリアは戸建住宅が密集しているため街区が多くなりそうなので、慎重に検討する必要がありますね。</p>
【委員】	<p>面積は上山一～三丁目の大きさを参考にすれば良いのでしょうか。</p>
【事務局】	<p>上山一～三丁目の面積は、基準より若干広めです。</p>
【会長】	<p>今後の検討事項だと思いますが、一般的に、Oエリアは1つの町にするのが分かりやすいものなのでしょうか。</p>
【事務局】	<p>そのような考え方もありますし、例えば、Cエリアを住居表示実施地区に含めるのであれば、(Oエリアの)対象面積が増えるため、Oエリアを南北2つの町に分けるような案も考えられるようになります。従いまして、ABCエリアを住居表示実施対象に含めるかどうかという点から検討を始めていく必要があるかと思います。</p>
【会長】	<p>町境は、幹線道路や線路を基本に検討していくものですか。</p>
【事務局】	<p>泉区和泉町での住居表示の事例を御紹介します。和泉町の中心部を幹線道路が通っていますので、幹線道路の南側を「和泉中央南一～五丁目」、北側を「和泉中央北一～六丁目」としました。</p> <p>中山町についても、町名に「丁目」を組み合わせる案だけでなく、幹線道路や線路を境として南北で分ける案や、「丁目」を使わずに個別の町名を設定する案など、様々な考え方がありますので、これらを踏まえて今後検討していただければと思います。</p>
【会長】	<p>やはり、まずは新町区域の検討を進めた方がいいですね。</p>

【事務局】	住居表示実施区域の外周をまず調査し、そのほか区割りで課題になりそうな箇所も併せて調査し、その後面積等も鑑みつつ詳細の検討に進む、という方法があるかと思いますが、いかがでしょうか。
【会長】	そうですね、それでは、まずは現地調査ということで、調査箇所の検討に進んでもよろしいでしょうか。
【一同】	(賛成の意)
3 現地調査の調査箇所について	
(図面1～6を使用)	
【委員】	住民の意見が特に気になる地域でもありますので、境界A・B・Cを優先的に調査するべきではないでしょうか。
【委員】	ところで、先ほど検討したチラシに「住民の皆様の御意見をお伺いする」と書いてありますが、この意見集約はどのように行うのですか。
【事務局】	<p>チラシの配付をきっかけとして、地域で議論が進み、検討委員や自治会の皆様に御意見が集まると考えています。集まった御意見を検討委員会に持ち寄っていただければと思います。</p> <p>また、検討が進んだ段階でのお話になりますが、町区域や町名についてのアンケートでも御意見をいただけるものと思います。</p> <p>アンケートは、対象地域の全戸に配付し、返信用ハガキで返送していただくことを考えています。集計結果からどのように考えるか、検討委員会で検討することになります。</p>
【委員】	仮に寺山町を含めて住居表示をすると、自治会はどうなりますか。
【事務局】	住居表示は、住所の表示を分かりやすくするためのものであり、地縁関係を分断する趣旨で行うものではありません。各自治会の協議の結果、従来どおりの所属が望ましいということであれば、そのままでもよろしいかと思えます。他の住居表示実施地区でも、町区域に関わらず、従前と変わらない地縁関係を継続していらっしゃる場合が多いようです。なお、小学校・中学校の学区域も、住居表示を理由として変更されることはありません。
【会長】	境界A・Bを優先的に調査しましょう。特に境界Bは町境が錯綜しています。
【委員】	境界A・B・C以外の境界案は考えられないのでしょうか。

【会長】	それは実際に見てみないと分からないですが、道路ではないところに町境が通っている場所もありますので、まずは調査しませんか。
【一同】	(賛成の意)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(議題外) 次回以降の検討委員会について</div> <p><現地調査(境界A・B付近)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：11月8日(火) 午後1時から(雨天決行) ・集合場所：中山駅前 <p><第3回検討委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：11月8日(火) 午後3時から ・場所：中山町自治会館 <p><現地調査(境界C付近)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：12月6日(火) 午後1時から(雨天決行) ・集合場所：未定 <p><第4回検討委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：12月6日(火) 午後3時から ・場所：中山町自治会館
【事務局】	現地調査を、チラシ配付前に実施することになります。大人数で歩いて、調査範囲の住民の皆様にご心配をおかけしないよう、自治会や商店街で声をかけていただくなど、御配慮いただけますか。
【委員】	中山町自治会では、チラシ配付前に回覧することもできます。
【事務局】	必要数をご指示いただければ印刷は可能です。中山町の回覧用チラシと寺山町のポスターについて、必要部数を検討委員会終了後に個別に調整をさせていただきます。
【会長】	以上で、第2回住居表示検討委員会を終了します。
資 料	資料1 地域住民への住居表示に係る周知について 資料2 新町区域案の検討について 図面集 <ul style="list-style-type: none"> ・図面1 中山町全体図 ・図面2 中山町と寺山町の境界A ・図面3 中山町と寺山町の境界B ・図面4 中山町と寺山町の境界C ・図面5 中山町の面積の目安 ・図面6 横浜市認定路線図